

生衛組合 をご存知ですか？

新しく、
生衛業のお店を
開業した方
される方

現在、
生衛業のお店経営で
頑張っている皆さま

経営安定と
最新情報入手に
役立つ

生衛組合

は
安全・安心で衛生的な
お店づくりをめざします。

生衛組合への加入をおすすめします。

生衛組合に加入すると…こんなメリットがあります。

生衛組合は、「お店の繁栄」
「利用者・消費者の利益擁護」
「地域の活性化」をサポートします。

1 低利の融資が 受けられます

生衛組合員になると、低金利で無担保・無保証人の金融公庫融資が受けられます。

低金利
無担保
無保証人
など



2 経営特別相談員の 経営相談が 受けられます

お店の設備改善、運転資金や開業資金などの相談を無料で受けることができます。

設備改善
経営相談
など



3 講習会・研修会・ セミナーに 参加できます

経営・融資・税務・安全衛生・技術の向上のための講習会・研修会・セミナーに参加できます。

経営改善
技術向上
情報交換
など



● 生衛組合 (生活衛生同業組合) とは…

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (生衛法) に基づき設立された営業者の自主的な活動団体です。
理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場、一般飲食店、すし、めん類、中華料理、社交、料理、食肉販売、食鳥肉販売、喫茶店、氷雪販売、簡易宿泊所営業の各業ごとに各都道府県に一つだけ設立されていて、各業の営業者の方はどなたでも加入できます。



● 生衛組合の役割…

生衛業は国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供する重要な業種であるため、生衛業者には国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る使命があります。
そのため生衛組合は国や都道府県の指導・支援を受け、衛生水準の維持向上、経営の健全化を図り地域の経済活性化に貢献する役割があります。さらに近年では地域文化や非常事態時の貢献、地域住民や行政を支援するなど多様な活動を展開しています。

4 行政や業界の最新情報を 知ることができます

各組合が発行する情報誌やホームページ、指導センターや都道府県等とのネットワークにより最新情報を知ることができます。

感染症
受動喫煙対策
高齢者対策
など



5 各種保険制度に 加入できます

生命共済・火災共済・賠償責任保証制度など組合員やその家族を守る各種保険制度に加入できます。

生命保険
火災保険
賠償保険
など



6 各業の個別特典が あります

カラオケ著作権料割引、クレジット手数料優遇、NHK 受信料など各業個別に割引特典があります。

割引
優遇
など



まずは、
都道府県指導センターに
ご相談ください。



滋賀県指導センターは

経営全般から事業資金のご相談まで承っております。



指導センターは生衛法に基づいて、各都道府県に一つ設立された生衛業に関する相談窓口です。

おもな相談内容

■ 創業に関する相談を行っています

- (1) 資金計画などの相談
- (2) 営業許可等の手続きに関する相談

■ 設備資金や運転資金の融資相談を行っています

- (1) 新規開業に伴う店舗の新築や増改築、設備の更新などのために資金が必要な場合の融資相談
- (2) 消費税等を納付したため仕入れ資金が不足した場合の運転資金融資の相談
- (3) (株) 日本政策金融公庫の各種融資の申込手続きや書類作成などの支援・指導

■ 営業相談を行っています

- (1) 経営・税務・融資・衛生などの生衛業の経営全般にわたる営業相談
- (2) 県内各地で「地区相談会」を開催

■ 役立つ情報を提供しています

ホームページで生衛業に関する法律・税制・融資制度等の最新情報をお知らせ

ご相談は、
電話、来訪または同封の相談申込書 (FAX) により
お気軽にお申し込みください。

公益財団法人
滋賀県生活衛生営業指導センター
〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館
TEL 077-524-2311
FAX 077-521-5440
<http://www.shigalife.or.jp/>

